

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「税を考える週間」協賛行事のご案内 ◆決算事務説明会のご案内 ◆五法人会共催講演会のご案内
- ◆バス研修（春吉、渡辺通、高砂支部） ◆バス研修（横手弥永支部）

●本部等の行事

月	日	曜	内 容
10	3	火	福利厚生制度連絡 推進協議会 15:30～於：クアンティック
10	4	水	税の相談日 10:00～於：事務局会議室
10	10	火	献血運動 10:00～於：福岡信用金庫 横（イムズ側）
10	12	木	租税教室 10:05～於：若久小学校
10	16	月	パソコン EXCEL 講座 10:15～於：サンセルコビル (2F)
10	18	水	税の相談日 10:00～於：事務局会議室

月	日	曜	内 容
10	19	木	パソコン 18:45～於：サンセルコビル EXCEL 講座 (2F)
10	20	金	
10	24	火	10:15～於：
10	26	木	パソコン POWERPOINT 講座 18:45～於：サンセルコビル (2F)
10	27	金	

●支部の行事

月	日	曜	内 容
10	10	火	会員交流会（長浜那の津、 天神第1～第4） 18:30～於：クアンティック
10	18	水	草の根租税講座（大手門） 11:00～於：すのこ公民館
10	18	水	役員会（舞鶴） 12:00～於：事務局会議室
10	22	日	福岡まつり【月華祭】（長浜那の津、 天神第1～第4、大名、今泉） 10:00～於：警固公園

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容
10	11	水	役員会 11:00～於：福新楼
10	14	土	カップリングパーティ 19:00～於：イル・ソーニョ
10	20	金	中の会準備委員会 17:00～於：事務局会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容
10	5	木	絵はがき審査 14:00～於：事務局会議室
10	20	金	役員会 11:00～於：事務局会議室

(I) 税務カレンダー

10月の税務カレンダー

- 10月10日 ●納期の特例適用源泉徴収義務者を除く全源泉徴収義務者
9月支払分給与の源泉徴収所得税・復興特別所得税、特別徴収住民税及び報酬・料金等に係る源泉徴収所得税・復興特別所得税の納期限
- 10月31日 ●8月決算法人
法人税、地方法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税の確定申告期限・納期限
- 2月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税の中間申告期限・納期限
- 課税期間3月特例適用の2月、5月、8月、11月決算法人
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
- 課税期間1月特例適用法人
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の2月、5月、11月決算法人
3月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人
1月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
- 個人事業者の平成29年分の消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
- 個人の県民税及び市町村民税の第3期分納期限
- 国民健康保険税又は国民健康保険料の第5期分納期限

(Ⅱ) 知らないで損する税情報

控除対象配偶者 — 平成30年分以後は平成29年分までとは意味内容が異なります！

税 理 士 衛 藤 政 憲

“働き方改革”ということが盛んに言われますが、平成29年度の所得税法の改正においては、税制面においてもこの“働き方改革”を推進するという観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除についての見直しが行われました。

そこで、今回はこの配偶者に係る所得税法の改正内容と従来から一般にいわれている“壁”というものの存在について確認したいと思います。

なお、以下の説明においては、所得税の納税義務者について「納税者」といい、「配偶者」はその「納税者」の配偶者であって男女を問わないものとします。

1 配偶者に係る新たな定義

配偶者について、従来は「控除対象配偶者」という1つの用語だけで規定されていましたが、今回の改正により配偶者は次の3つに区分されました。これにより同じ「控除対象配偶者」という用語であっても、平成30年分以後は平成29年分までとは意味内容が異なり、平成30年1月からの源泉徴収事務に早速影響することになります。

- ① 同一生計配偶者・・・納税者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者、事業専従者は除かれます。）で、合計所得金額が38万円以下である者をいいます。次の②及び③の配偶者の定義とは異なり納税者の合計所得金額についての制限はありません。この同一生計配偶者が障害者又は特別障害者に該当する場合には、障害者控除又は特別障害者控除の適用対象となります。
- ② 控除対象配偶者・・・同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1千万円以下の納税者の配偶者をいいます。この控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。
- ③ 源泉控除対象配偶者・・・合計所得金額が900万円以下の納税者の配偶者（青色事業専従者、事業専従者は除かれます。）で、その納税者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が85万円以下である者をいいます。源泉控除対象者に該当する場合には、給与所得者である納税者について「給与等の源泉徴収税額表」の甲欄を使用するに当たって、その配偶者を扶養親族等の数に加えることとなります。

2 源泉徴収事務への影響

今回の改正による前記1①の同一生計配偶者及び③の源泉控除対象配偶者については、平成30年1月からの源泉徴収事務に直接関わってきますので、確実に抑えておく必要があります。

具体的には、給与等を支払う際に源泉徴収する税額を「給与等の源泉徴収税額表」甲欄によって求めるために必要な扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1を加えて計算し、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1を加えて計算するということです。

したがって、例えば、合計所得金額が900万円以下の給与所得者である納税者の配偶者で、配偶者の合計所得金額が38万円以下であり、その配偶者が障害者であるという場合には、扶養親族等の数は2ということになりますので、他に控除対象扶養親族がいる場合にはその数に2を加えたところで甲欄を使用するということになるわけです。

3 各種の“壁”といわれるものの存在

納税者あるいは配偶者が就業調整を意識することなく働くことができるようにということを目指しての働き方改革ということでしたが、結局のところ次のとおり“壁”といわれるものが存在し、従来よりもその“壁”といわれるものの数は増えています。

- ① 100万円の壁・・・配偶者本人について、給与収入100万円から住民税の負担が生じます（配偶者の収入は給与収入だけの場合とします。以下同じです。）。
- ② 103万円の壁・・・配偶者本人について、給与収入が103万円を超えると所得税の負担が生じることになります。また、合計所得金額1千万円以下の納税者について、配偶者控除の適用ができなくなり、配偶者特別控除が適用されることとなります。そして、この配偶者控除の適用があることを基準にして配偶者手当の支給をしている企業に勤めている納税者の場合には、その配偶者手当の支給が打ち切られることとなります。
- ③ 106万円の壁・・・従業員501人以上の企業、500人以下でも労使が合意した企業及び国・地方公共団体に勤めている短時間労働者である配偶者本人について、給与収入が106万円を越えると社会保険料の負担が生じることとなります。
- ④ 130万円の壁・・・配偶者本人について、勤めている企業の規模にかかわらず給与収入が130万円を超えると社会保険料の負担が生じることとなります。
- ⑤ 150万円の壁・・・配偶者の給与収入が150万円を超えると、配偶者の合計所得金額が5万円増すごとに納税者の配偶者特別控除額が逡減していくこととなります。
- ⑥ 201万円の壁・・・配偶者の給与収入が201万円を超えると、その納税者について配偶者特別控除の適用がなくなります。

なお、配偶者特別控除は、合計所得金額が1千万円以下の納税者について配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の場合に適用され、合計所得金額が1千万円を超える納税者については、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

※ 平成29年9月20日現在の法令等により記載しています。